

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	一般社団法人村山財産管理 代表理事 塩月 雄二
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目12番 4 号 リオ・パートナーズ総合事務所内
【報告義務発生日】	令和 4 年11月10日
【提出日】	令和 4 年11月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	MIRARTHホールディングス株式会社
証券コード	8897
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（一般社団法人）
氏名又は名称	一般社団法人村山財産管理
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町2丁目12番4号 リオ・パートナーズ総合事務所内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和4年6月15日
代表者氏名	塩月 雄二
代表者役職	代表理事
事業内容	1. 村山義男氏の株式、信託財産を保有し、管理運営を行うこと 2. その他前項の目的を達成するため必要な事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	MIRARTHホールディングス株式会社 取締役 兼 グループCFO 兼 常務執行役員 経営企画本部長 山本 昌
電話番号	03-6551-2133

（2）【保有目的】

発行者の創業者から信託を受け、発行者の株式を保有しており、安定株主として保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	22,133,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 22,133,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 22,133,600		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和4年11月10日現在)	V 121,000,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	18.29
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年11月10日	株式(普通株式)	22,133,600	18.29	市場外	取得	信託

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、村山義男氏との間で、保有株式22,133,600株について、村山義男氏を委託者、提出者を受託者とする株式信託契約を締結しています。当該株式信託契約上、委託者は受託者に対して信託財産である当該株式に係る議決権行使に関する指図権を有しますが、委託者が死亡した場合又は意思能力を喪失した場合には、発行者の代表取締役が受託者に対して当該指図権を有することとなる旨定められています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式信託契約により22,133,600株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地